

第121回入札監理小委員会  
議 事 録

内閣府官民競争入札監理委員会事務局

# 第121回入札監理小委員会

## 議 事 次 第

日 時 平成22年4月20日(火) 17:17~17:57

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施評価(案)等の審議  
○科学技術研究調査(総務省)
2. その他

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査、鈴木専門委員、高橋専門委員、椿専門委員

(総務省)

統計局統計調査部 経済統計課 松林課長、澤木課長補佐

(内閣府)

公共サービス改革推進室 佐久間室長

(事務局)

佐久間事務局長、森丘参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 121 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省の「科学技術研究調査」の実施状況及び実績評価（案）について審議を行います。

なお、本日は統計調査分科会より専門委員の先生方に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

科学技術研究調査につきましては、平成 20 年 4 月から平成 22 年 12 月までの 2 年 9 か月の契約期間として民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況について、総務省統計局統計調査部経済統計課の松林課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は 10 分程度でお願いいたします。

○松林課長 総務省の松林でございます。本日はよろしくお願申し上げます。それでは、早速ですが、実施状況について御説明を申し上げます。

調査の概要でございますけれども、これは毎年、財務事項は年度内、従業者数及び資本金は年度末の状況を把握するということによりまして、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査いたしまして、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることといたしております。

調査事項は、研究の実施の有無、研究関係従事者数、専門別研究者数、採用転出入研究者数、研究費、技術貿易ということになっております。

調査の流れとしましては、郵送で調査客体に調査票を配布いたしまして郵送で提出していただく、あるいはインターネットで回答していただくという形をとっております。

資料の「事業の概要」でございます。

まず委託事業の内容といたしまして、科学技術研究調査における調査関係書類の印刷、これは現在のところ調査票及び結果の概要を除くということになってございます。

調査票等の送付・回収（督促）、それから照会対応（記入指導）等に係る業務を委託してございます。

「契約期間」でございますが、平成 20 年 4 月 1 日から 22 年 12 月 10 日までの 2 年 9 か月となっております。

「受託業者」は、アイコンズ国際協力株式会社でございます。

Ⅱといたしまして、「確保すべき質の達成状況及び評価」ということございまして、平成 21 年度におきましては企業等が調査客体数 1 万 3,617、非営利団体・公的機関が 1,116、大学等が 3,568、合計約 1 万 8,300 でございます。

回収率でございますが、2 ページに全体の回収率を記載してございます。19 年度の委託前の実績を最低限クリアすることを条件としておりまして、直近の 21 年度ですと企業等において 1% 上回っております。非営利団体・公的機関につきましては 99% 同値、それから大学等につきましては 100% ということで、目標は達成されております。

基準日、6 月末日時点の回収率と、督促回収率について記載させていただいております。比較していただきますと、やはりその督促回収率によりまして最終的に目標をクリアしたということで、督促機関の業者側の努力と成果が出ているものと評価できるものと考えております。

この回収率についての評価でございますが、少し飛んで恐縮でございますが、7 ページに「5. 評

価」として記載しております。20年度における企業等の回収率が達成すべき目標値である19年度を2ポイント下回ったことから、21年度におきましては特にその企業等の回収率向上に重点を置きまして、督促業務も企業等を中心に行っております。

具体的には、期間内の調査票提出を依頼する督促電話を前年、20年度よりも40日ほど早めまして6月1日から開始をいたしました。

他方、非営利団体・公的機関、大学につきましては、20年度の経験から電話による督促開始時期が若干遅れても、高い回収率が期待できるであろうということでありまして、コストパフォーマンスが高いはがきによる督促を1回だけ行いました。それで、電話による督促は企業等の督促が、ひと通り終了する8月上旬まで行わないこととしました。

その結果でございますが、企業等については基準日時点の回収率は20年度を7ポイント上回る37%となり、調査票提出期限時点では20年度を9ポイント上回る55%となりました。最終的に20年度を3ポイント上回る79%を達成いたしました。非営利団体・公的機関及び大学につきましても、最終的には19年度と同値となっております。

20年度については初めての実施であり、試行錯誤的な部分もございましたので、企業等の回収率が達成すべき目標値を下回ったところもございましたが、21年度では20年度の反省、経験を踏まえまして、新たな督促業務計画を作成・実行し、特に企業等について回収率が達成すべき目標値を上回ったという点については評価できると考えております。

それから、2ページの下の方、照会対応業務につきまして実施状況を報告させていただいております。

次の3ページに表を掲げてございます。20年度に比べまして、やはり経験が活きましていろいろ要領よくした結果、21年度については照会自体の件数がかなり受託業者、それから統計局直接というのもそれぞれ減少をいたしております。

この照会業務の対応でございますが、その対応が良かったかどうかにつきましてアンケート調査を実施いたしましたところ、「良い」、「どちらかといえば良い」という肯定的な回答が9割程度となっております。照会対応業務につきましても概ね良好な結果が得られていると考えております。

具体的な内容としましては、下の表のとおり、電話のつながり具合、それからオペレーターの応対・態度、説明内容が適切であったかどうか、回答までの時間は早かったかどうかという点等々について調査をいたしております。

次の5ページの「調査票の未記入及び誤記入の状況について」ということでございます。当委員会からこういった点も本来、データとして取るべきであるという御指導をいただきまして取ったものでございます。誤り率が高かった項目について、調査客体が受託者に照会した項目の未記入・誤記入の件数を取りまとめております。

非営利団体・公的機関及び大学についてご覧いただきますと、20年度に比べまして21年度では未記入・誤記入ともにおおむね改善をいたしております。

ただ、企業等について見ると、20年度に比べて21年度では未記入については改善しておりますが、誤記入については部分的に悪化しているものもございます。特に営業利益高についての誤記入の割合

が増加した。部分的に悪い数字になっているものもありました。

それから、6ページの「督促業務」でございます。こちらにつきましても、照会対応業務と同じように調査客体にアンケート調査を実施しております。督促業務の対応につきまして、「良い」、「どちらかといえば良い」という肯定的な回答が、これも8割から9割となっております、概ね良好な結果が得られたのではないかと考えております。

次の7ページの方、「実施経費の状況及び評価」でございます。これは、次のページに、それぞれ20年度と21年度の経理内容について記載をいたしております。

まず20年度について見てまいりますと、調査票等一式郵送料について実施経費が契約金額を大幅に下回っております。この理由につきましては、受託者が郵便の割引制度、これは年賀状などでよくありますけれども、具体的には同一区域に送る郵便物を括って出すと割引が受けられるというような内容のものでございますけれども、そういったことを実地に丹念に行ったという結果でございます。

それから、20年度は96万7,000円ぐらいの大幅な赤字となっております。その大幅な赤字の最大の原因となっております人件費・管理費でございます。こちらにつきましては、基準日時点の回収率が設定した目標値をかなり下回っておりまして、特に企業についてはかなり下回ったことがございまして、7月から9月まで、夏休み期間中を除いて督促業務の人員体制の強化を図ったということからかなりオーバーをしております。また、設備関係につきましては社内の会議室を照会対応督促業務に使用していることから光熱費がかかった。それから、通信設備費に初期投資分が含まれたということから契約金額を上回っております。

21年度は、かなり赤字幅が改善しております。業者の努力によってかなり2年目ということで工夫して改善しております。郵送料につきましては、引き続き割引制度を最大限活用しました。

それから、20年度よりも契約金額がかなり下回った主な理由としまして。再送付件数が減少しております。人件費・管理費につきましても、電話督促の開始を40日早くするなど、強化を図ったことから契約金額は上回っておりますが、20年度の経験を踏まえまして業務責任者、担当者、業務補助者よりも単価の安い電話督促等補助者の活用をかなり図ったという結果、赤字額が減少いたしております。

督促関係につきましても、回収率の向上がかなりうまくいきました関係上、調査票等一式の一括再送付を取りやめたこと及び督促はがきの送付枚数が減少したことから、20年度よりも更に契約金額を下回っております。

評価といたしましては、2に書いてございますとおり、21年度における督促業務の人員体制を強化しつつも、20年度の経験を踏まえて業務を実質的に効率化して20年度の赤字額、約97万7,000円から6,000円の赤字ということで、赤字額を大幅に減少させたということで評価できると考えております。

簡単でございますが、総務省からの御説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の実績評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、実績評価（案）につきまして御説明をさせていただきます。

今、総務省さんの方から御報告がありました 20 年度、21 年度の実施状況を踏まえまして評価をさせていただきます。今回評価させていただきました内容につきましては、この次、23 年度以降の事業に是非反映していただきたいということで考えてございます。それでは、評価（案）の内容につきまして御紹介させていただきます。

1 ページ目は「事業の概要等」でございます。こちらについては省略をさせていただきます。

2 ページ目の方に入ります。中ほどから「評価」というところがございますが、3 としまして実施内容に関する評価、こちらの方からお話をさせていただきたいと思っております。

まず、サービスの質として設定されております回収率でございます。先ほど総務省さんの方から御紹介がありましたとおり、企業等の回収率、20 年度については 19 年度の過去の実績をちょっと下回ってしまったということでございますが、21 年度は督促のやり方等を改善いただきながら、20 年度の実績を 3 ポイント、19 年度の実績でも 1 ポイント上回るということで、回収率についてはほぼ達成できたということで評価をいたしたいと考えてございます。

それから、実際に特に効果があった督促のやり方ということにつきましては 3 ページの方になります。下の方に表というか、箱がございますが、21 年度と 20 年度の実施状況をちょっと比べてございます。

「目標達成に向けた取組」というところで、1 点目に調査票の到着確認と協力依頼を合わせて電話で連絡をしているというようなことがございます。これは 20 年度にやっていたものでございます。実際に電話の件数としては 2,776 件、企業を中心ということでございますが、これだけの作業を加えていただいた上で回収率が向上されたというところでございます。

その上で、民間事業者が設定された基準日の回収率目標、それから調査票の提出期限、定められた期限の回収率に比べましても 20 年度に比べるとかなりポイントも上がっているというところで、最初の滑り出しから良い回収率となり、この結果、最終的に良い回収率が得られたのかなというふうに考えてございます。

続きまして、4 ページの方に入りまして照会対応の業務について若干触れさせていただきたいと思っております。照会対応につきましては、総務省さんから提出された「照会対応事例集」を基に事業者自らマニュアル等を作成して社内の意識共有を図っていったということでございます。

その照会の件数につきましては、5 ページの方に分かれてしまって恐縮ですが、合計として 21 年度が 1,826 件、20 年度は 2,773 件というような件数になってございます。かなり多量な件数でございます。これについては業務補助者を業務の多いときには手当てをするということで、通常 3、4 名体制ということだそうでございますが、業務補助者 2、3 名を追加しながら確実に照会対応、かなり多くの照会対応をやっていただいたということは評価できるのかなと思ってございます。

こちらの照会内容につきまして区分別に見てみますと、やはり件数が多いのは調査内容、調査項目の記入方法等といったところについての照会内容が多いようでございます。こちらについては、当然調査結果の精度を維持していくためには、しっかりした対応をしていただくことが重要なのかなと考えてございます。

そこで、先ほど総務省さんの方から未記入・誤記入の状況というところの御紹介がございました。こちらにつきましては、事業者の照会対応いかにによってこの未記入・誤記入が発生するだけではなく、そのほかの要因もあるかと思っております、実際はしっかり照会対応がなされていたとしても、調査客体の方が回答拒否をしてしまう、回答を記入する欄を間違えてしまう、あるいは、その単位を間違えてしまうというようなところも想定できると考えてございます。

ですから、この照会対応は実際の未記入・誤記入が多い件数、多い中身ということにつきましては、是非次の事業において事業者にお伝えいただくなり、あるいは調査客体にしっかりその対応をお伝えいただくということで、是非対応をお願いしたいと考えているところでございます。

それから、「実施経費」でございます。こちらの契約につきましては、郵送料については単価契約となっております。そのほかは請負契約ということで、実際の総務省さんからのお金の支払いにつきましては各年調査、年度ごとの支払いということになってございます。実際に支払った額と19年度の費用ということで比較をさせていただきますと、20年度は290万円、21年度は366万円が削減されたということでございまして、2年間で合計いたしますと655万円の経費の削減になるということでございます。

最後に「評価のまとめ」でございます。6ページになりますが、引き続きこの調査につきまして民間競争入札の実施をお願いしたいと考えてございますが、20年度、21年度の実施状況を踏まえまして、何点か見直しも考えていただきたいということでございます。

まず1点目ですが、基準日以降の回収率、督促回収率という目標設定の観点でございます。督促回収率につきましては、基準日、6月30日の段階で回収ができていない客体、こちらに督促を重ねることによってどれだけ調査票の回収ができるかといった目標でございます。

基準日以降の回収、督促の業務を頑張ってくださいというところにつきましては、「全体の回収率目標」は国が定めるところでございますので、こちらに向けて頑張ってくださいというところになるのだらうと思います。そういった観点で、よりシンプルに目標を設定していただく。特にこちらは民間事業者に設定していただく目標というところでもございますので、督促回収率自体、必要があるかどうか。再度、そちらについては検討いただけたらどうかと考えてございます。

2点目は、委託業務の範囲の拡大をお願いしたいということでございます。調査関係書類の印刷というところにつきましては、委託範囲の業務に含まれているところではありますけれども、調査票の印刷等一部除外されているところがございます。特に調査票の印刷については前年値のプレプリントをする必要があるということでちょっと別作業になっていたというところがございます。こちらにつきまして、是非委託範囲に入れていただきますと、事業者の方が全部印刷、手配をしてすぐ封緘、封入して投函できる。効率的にできるものと思いますので、是非こういったところを中心に委託範囲の業務の拡大といったところを御検討いただきたいというところでございます。

3点目が、先ほどちょっと申し上げました未記入・誤記入といったところの対応でございます。民間事業者の方に提供いただく「照会対応事例集」、それから客体に配布する「調査票記入上の注意」といったようなところには是非その未記入・誤記入が多い件数、多いところにつきましてはその対応、方策等につきまして是非明記いただき、改善をいただきたいと考えてございます。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、事業の実施状況及び実施評価（案）について御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 この科学技術研究調査は、統計の中での市場化テストの第1号でありまして、入札小委の中でもいろいろ意見交換をしたときには、やはり第1号ということもあってかなり慎重に判断されて実施要項をつくられたのではないかと思います。

その後、幾つか統計調査の市場化テストなどをやってみて、この科学技術研究調査についてはまとめのところでもございますけれども、例えば督促回収率というのは唯一の目標設定でして、ほかの統計には督促回収ということではなくて最終的な、要は結果的にどれだけ回収されたかということがあれば、それが目標になるということで、一つの民間事業者にとっての目安みたいなものの意味はあるのでしようけれども、これ自体が目標ということでもなくてもいいのかなと思っておりますので、次の実施要項を改定される際には督促回収率ということについて本当に必要なかどうかということを経再度、検討する必要があるのではないかと考えています。

それから、委託業務の範囲ですが、ほかの統計調査をやってみると、調査票の印刷そのものも業務範囲に加えているところもかなり多くて、特段支障がなければもうちょっと委託業務の範囲の拡大ということは検討する余地がかなりあるのではないかと考えております。

それから、3番目の照会です。照会することによって、本来であれば未記入・誤記入がなくなっていくということが望ましいのでしようけれども、そうは言ってもある程度誤記入、特に営業売上高とか、そういう部分の誤記入が多かったとすれば、やはり照会対応についても丁寧な説明とか、あるいはマニュアル化したもので説明するということが必要だったのかなという感じがしますので、これも次の実施要項の設定に当たっては工夫する余地があったのではないかと考えております。

私からは以上です。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木専門委員 今、誤記入関係の件数がちょっと多かったということですが、審査の方はどのようになされているのでしょうか。

○松林課長 審査と申しますと。

○鈴木専門委員 回収した後の内容の審査ですが。

○松林課長 統計センターで処理をしております、疑問がある点につきましては調査客体に確認をしているという手続きでございます。

○鈴木専門委員 ここには数字として見当たらないのですが、その時点で今まで統計局独自でやっていたときと比べて、今度は民間に調査を依頼してやった比較というか、そういう結果的なものというのは何かあるのでしょうか。

○松林課長 これは、民間委託を始めましてからこういう御指摘を受けましてデータを取ってございますので、残念ながら、比較するものがデータとして当方になという状況でございます。

○鈴木専門委員 統計民間活用で経済性の追求はもちろん必要ですけれども、統計調査では質の確保というものは非常に大事なことでございますので、何らかの指標としてそういうものが見られればよかったですか



と思います。

○小林副主査 多分、これは民間競争入札に出すときに質の設定をどうするかという議論は随分やって、そのときに誤記入とか未記入とかというのを見たらどうですかという議論をいろいろした結果として出てきたのですけれども、それは重要な御指摘だと思いますので。

ほかにどうぞ。

○高橋専門委員 今回、これは民間の方の創意工夫といいますか、次の年度にかなり改善されているし、そういった工夫が随分あったし、それから全体としても質の確保ができたのではないかと考えていますが、1つ質問といたしましょうか、2つの話ですけれども、照会対応事例集というものがありますが、これは総務省さんでつくられたものですね。今度はそれを民間がやった場合、民間がまたいろいろな経験というか、やっていますね。この事例集に民間でやったものがどんどん毎年、毎年といたしましょうか、付け加わっていくものなのでしょうか。

○澤木課長補佐 今、高橋委員からいただいた御質問ですけれども、民間事業者の方で先生がおっしゃるとおり、実務の中でこういった点が足りない、ないしはこういった点についてももう少し言い方を変えた方が良いのではないかとという提案、意見は毎年度受けておきまして、私どもの方でもその内容を受けて、変えるべきところは変えるということを業務の手続きの中に組み込んでおります。

したがって次年度に更新版というものを私どもの方で示して、それを業者の方で生かしていただくことにしております。

○高橋専門委員 わかりました。そうしていくことが、結局またこの次のとき、違う業者になった場合にそれが過去の財産になって、それがまた次の方に使われるということでやっていけば、単なる今の業者だけのものになってしまうと非常にまずいのではないかと考えて、そういうことでお話をさせていただきました。

それからもう一点ですが、全体の対応状況というのは九十何%と高いのですが、一部、下の方の実際のアンケートを見ますと、気になるところが高圧的なというか、何か冷たいような話がちょっとありますので、この辺は総務省さんの方から業者さんに言うのも変ですけれども、その辺はもう少し受託者側も低姿勢な形でやってもらうようお願いしたいと思います。そうしないと、全体の統計のものが民間業者も含めて評判が悪くなると困るものですから。

○松林課長 実際、民間委託をしていますと、判りませんが、やはりそういう苦情が直接国の方にきますので、そういうときには必ず業者を指導するようにしてしまして、日々そういう改善に苦労しているところがございます。

○椿専門委員 今日の資料の13ページ、14ページで、総務省さんから出していただいたところを見ると、民間企業が1年目から2年目に関してどういうふうに学習してどういうふうな体制をとったかという創意工夫が非常に感じられて、さすがだなと思ったのですが、特に14ページで前年度の期限内提出、期限後提出あるいは未回収というようなこと、それからある意味で21年度新規というようなものに応じてグループをつくった。民間がこういうグループをやって出したということに関してはその後、電話督促とかはがき督促などに関しても、恐らく仕事を平準化するようなことを少し考えたというようなこと、こういうことがコスト増としてうまくいったということで、若干の赤字は出たよ

うですけれども、2年目の学習効果というのは大変興味深いところであります。

一方、この中で1点だけ確認しておきたいことは、結局20年度調査票提出状況未回収群というのがあるわけですね。つまり、俗に言う難易度が高いとか、余り調査に協力してくれそうもないところに関しては、電話督促実施せずという状況になっていて、やはり難しいところに余りコストをかけるのは非常に問題だと、これはまさに民間だったらそういうふうに動くのだろうと思うのですが、逆に統計の質という観点からすると未回収、非常に回収が難しいところに対して、そこをあきらめるとするのは一方で少し抵抗感があって、官でしたら変な言い方ですが、相当しつこくやるという言い方はおかしいかもしれませんけれども、そういうような気もするのであります。

この辺は、私はある意味で非常に創意工夫というふうを考えるけれども、今後、難易度の高いところというのは民間だけの論理でいくと、やはりそこに力は出せないよねと、これも実はすごく納得できちゃうことなので、その辺はひと工夫要るのかなという気もいたしました。

○松林課長 ありがとうございます。ある意味、永遠のテーマだと思っております、やはり民間で、回収率を目標にしますと、出てきやすいところから効率的にばんばん督促をして、はなからだめだと感じたところは切り捨ててしまうようなところもあるのかなと。

ある意味、国でも同じような苦勞を直轄でやってもしておりますので、そこは限られた調査期間内でどういう工夫ができるのかというのは、我々も事業者と一緒に考えてまいりたいと思っております。

○澤木課長補佐 補足させていただきたいと思います。

確かにここで未回収を実施せずということに一応なっております。

ただ、私どもも21年度実施している中で、さすがにこれは良くないと考えまして、最後の重点督促対象というところがございしますが、これは実施要項の中で標本設計上、総務省統計局として必要だと思われるものについては、事業者に対して督促させることができるという趣旨があったかと思えます。それに基づいて、私どもも、場合によっては集計の層に偏りが出てまいりますので、その点を加味して、未回収を実施せずと言っていますが、重点督促対象の中で具体的には指定して、集計の観点から、正確性の観点から、是非とも必要ということで実際には督促をやらせたところです。

○椿専門委員 今の重点督促対象というのも実は聞きたかったところだったので、非常によくわかりました。逆に、今までこういう形でどうすれば正確性を確保できるかという対象は余り表に出てきてもいなかったと思うので、こういうことが見えてくること自体は非常に好ましい、面白いことだと思います。

○小林副主査 私の方から1点といいますか、結局効率性を達成して21年度の部分では目標も達成したということですが、やはり総務省さんの方で民間事業者をサポートしなければいけないとか、モニタリングしなければいけないというコストがかかっていると思うのですね。

そうすると、やはり国民的にはそのコストも加味した上で一体効率性が達成できたのか。あるいは、質のレベルが確保できたのかということを考えていかなければいけない。これは課題だと思うのですが、そのときに今回の業者さん、結果的には今、目標を達成しているので問題はないと思うのですが、お伺いしたところでは再度入札で1社だけが予定価格の範囲内だったということになりますが、その点で技術点で、技術の部分で問題がないのかどうかという、その部分のチェックで

すね。コストにプラスアルファ確認のコストみたいなものが総務省さん側に発生するとすれば、やはりその価格だけで決定するというのも適当ではないと思いますので、その辺をちょっとコメントいただければと思います。

○松林課長 その辺は、まさに大変貴重な御指摘だと思っております、私も全く同感でございます。課長といたしまして統計調査に全責任を負う立場から、安かろう悪かろうということであれば、やはり民間委託をする意味が全くなってしまうし、国民に対しても責任が負えませんので、入札の段階で、その統計調査に責任を負えるような体制が整っているか、またはそういった経験があるかどうかというのを厳しくチェックをしていかなければならないと思いますし、またそうしたいと思っております。

○小林副主査 もう一つ、これは余計なことですけれども、総務省さんが18年度にやられていたとき、やはりやられていた実績があるわけですからそこにノウハウがあると思うのですね。そうすると、官民競争みたいなことというのは考えられないのでしょうか。

○松林課長 それは、入札段階でということですね。基幹統計でありますし、民間委託の実施状況をウォッチをするためにこの公サ法の仕組みがあるというふうにも考えております。したがって、こういった評価をする段階で、これはもう民間ではある程度の限界があるのではないかというような評価になりましたら、やはりそこは私どもが出ていく必要があるのではないかと思います。

○小林副主査 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、「科学技術研究調査」に関する審議はこれまでとさせていただきます。本日の審議を踏まえ、内閣府でおつくりいただいた案の基本的な方向性は案でよろしいですか。

(委員 異議なし)

○小林副主査 そうしましたら、本件に関します監理委員会への報告等については私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、本件に関しましては私の方で監理委員会への報告等について責任を持ちたいと思います。

本日は、ありがとうございました。